

# (令和4年1月)新型コロナウイルス感染症に対する 対策について(従来の予防策より修正・追加)

## 《利用者様に関して》

- デイサービス利用者の入退館時の1階正面玄関周囲への往来はお控えいただく。  
(注意啓発ポスター、チラシに文言加筆、毎日の全館放送実施)
- 外出は下記の目的のみとする。
  - ・買い物(セイコーマート天神山店、ダイイチ平岸店)。
  - ・近隣への散歩。
- 外食は禁止とする。
- 理美容は推奨の機関(リンデン・馬車の訪問)のみとする。
- 慢性疾患にて処方のみ外来であれば、ご家族へ代替受診のご協力を仰ぐ。
- 外部デイサービスのご利用は禁止とする。

## 《ご家族様に関して》

- 面会は15分間。10時～16時までとし、食堂を用いる。予約制として来訪は一度に2件まで、来訪者の人数は3名までとする。食堂内面会可能テーブルは固定とし、面会后必ず消毒する。必ずアクリルパネル越しの会話とする。
- 差入れは自己管理できる方は構わないが、難しい場合はお控えいただく。面会中の飲食はお断りする。
- 玄関先での本人との物のやり取りはお控えいただき、差入れについては職員を介していただく。
- 外食については禁止とする。
- 道外からの来訪(飛行機や船での往来)については、原則入館をお断りする。急を要する事案の場合は、来館時に抗原検査を実施し陰性であることを確認ののち、入館いただく。

## 《外部来訪者について》

### 【2階・3階に入館を認める外部来訪者】

- 訪問診療⇒対象となる患者が少ない場合は食堂にて実施することも可能。その際は他の面会と被らないように配慮する。
- 薬局
- 訪問介護員(外部ヘルパー)
- 訪問歯科
- 訪問理美容(業務委託)※
- 訪問マッサージ※
- ワタキュー(リネンの集配)※
- 緊急時のみ:担当ケアマネジャー※

※上記の機関については、それぞれの感染予防対策の徹底している上での入館。  
緊急事態宣言下においては更なる制限を加える。

#### 【入居者へ直接対応する来訪者への対応について】

- PPEの実施(ヘッドカバー・マスク・グローブ・ガウン)を必須とする  
(医療機関:機関ごとに用意いただく。他機関:ホームにて手配する ワタキューは直接関与せず短時間のため除く)。

#### 【ケアマネジャーについて】

- モニタリング面談の実施はご家族の面会同様、予約制にて食堂を用いて実施いただく。
- 担当者会議の開催は、なるべく照会での対応とし必要時は極力最小限の人数と時間にて開催いただく(食堂なので面会と被らないよう配慮)。

#### 《職員について》

- 通勤については業務内容を調整したうえでの時差出勤、社有車を用いた乗合通勤を認める(車両内では1m以上の間隔をあけ、換気する)。
- マスクは常時着用とし、入浴時のフェイスガードへの代替は原則認めない。
- 休憩中は、なるべく混雑を避けるため、食事場所や時間について工夫する。
- 休憩中の外食は禁止する。
- 外部への訪問による営業活動の自粛、実績配布の自粛。
- 発熱時、体調不良時は必ず上長へ相談する。
- 過度な残業は避け、業務後速やかに退勤する。

#### 《共有事項》

- 不織布マスクの常時着用を必須とする。
- こまめな手指洗浄、消毒を喚起する。
- 毎日の体調確認、検温を実施する。
- 自身以外の同居人に体調不良がある場合の来訪は控える。  
(職員の場合は必ず上長に相談し出勤停止などの処遇を)
- 不要不急の外出は控えるようにする。
- 職員は定性スクリーニング検査(札幌市主導)を受ける。

以上、令和4年1月26日(水)9時より運用する。